

オンライン診療実施指針

医療法人社団 佐々木クリニック

第1章 目的

本指針は、情報通信機器を用いた診療（以下「オンライン診療」という）を適切かつ安全に提供し、患者の利便性向上と医療サービスの質的向上を図ることを目的とする。

第2章 基本方針

1. 厚生労働省「オンライン診療の適切な実施に関する指針」を遵守する。
2. オンライン診療の特性（対面診療との差異及び限界）を理解し、患者の安全性と納得性を最優先とする。
3. 医療上必要と判断した場合には、速やかに対面診療へ切り替える。

第3章 実施体制

1. 担当医師：オンライン診療研修修了医師[大久保智彦]が担当する。
2. 使用機器：セキュリティ及び通信品質が担保された専用通信システム SOKUYAKU（ソクヤク）を使用する。
3. 事務体制：予約管理、同意取得、保険証確認、処方箋取扱い等について事務部門が支援する。

第4章 診療対象及び適否判断

1. 対象患者：オンライン診療の利点・リスクを理解し同意を得た患者とする。
2. 初診の取扱い：初診からオンライン診療を行う場合は、情報通信機器により必要な医学的情報を十分に把握可能と医師が判断した場合に限る。情報不足等により判断が困難な場合は対面診療へ誘導する。
3. 不適当なケース：以下の場合は対面診療を原則とする。
 - 急変が想定される疾患
 - 精密な身体診察が必要な疾患
 - 精密検査や画像診断が必要な状況
 - 安全性が担保できないと医師が判断した場合

【重要】 情報通信機器を用いた診療の初診において、向精神薬は処方しない。

第5章 本人確認

診療開始時に、公的身分証（保険証、マイナンバーカード、運転免許証等）により本人確認を行う。

第6章 セキュリティ及びプライバシー保護

1. プライバシーが担保された静穏な環境で診察を行う。
2. 診療内容の録音・録画は原則禁止とし、必要な場合は事前に双方の合意を得る。
3. 端末パスワード管理およびセキュリティ対策（OS 更新、セキュリティソフト等）を徹底する。

第7章 急変時の対応

オンライン診療中に患者の状態が急変した場合は以下の措置を講ずる。

1. 自院での対面診療への切替
2. 必要時は連携医療機関（[〇〇総合病院等]）への紹介
3. 重篤が疑われる場合は救急搬送の指示を行う

第8章 処方及び処方箋取扱い

1. 医師はオンライン診療に基づき必要な範囲で処方を行う。
2. 処方箋は患者希望の薬局宛に[FAX 送付／専用システム／郵送]等により取り扱う。

第9章 診療記録及び保存

オンライン診療に関する診療記録は対面診療と同等の方法により保存する。

第10章 費用負担

患者に保険外負担が生じる場合は、事前説明および合意を得るものとする。

第11章 公開

本指針は医療法人内規程としつつ、保険者対応および患者への情報提供のため、ホームページに掲示する。

第12章 見直し

法令改正、指針改訂、医療技術の進展、社会状況の変化等に応じ適宜見直しを行う。

附則

本指針は令和8年1月1日より施行する。

医療法人社団 佐々木クリニック